

● 市税(保険料)などの徴収猶予の特例

市税(保険料)などは1年間、後期高齢者医療保険料と介護保険料は6カ月間、徴収の猶予を受けることができます。猶予期間中は延滞金がかかりません。

**対象** 次の要件に全て該当する人▷令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している▷納期限までの納付が困難である  
**猶予となる市税** 令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する個人市県民税・法人市県民税・固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料など

**受付期間** 令和3年1月31日まで

**その他** 申請書の他、収入や預金などの状況が分かる資料を提出してください。提出が難しい場合は相談してください

他にも猶予などの制度があります

■奨学金制度の返済猶予・新たに借りたい人

市の奨学金を現在返済している人(返済猶予の相談)

家計が急変し返済が困難な人について、返済猶予などの相談を受け付けています。

年度途中で奨学金を借りたい人(高校・大学等)

学資支出が困難であるなどの事情がある場合は、年度の途中でも申請できます。

**貸与額** ▷高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程=月額2万円以内▷短大・大学・専修学校専門課程=月額4万円以内

**問い合わせ** 教育総務課(☎508211)

■水道料金および下水道使用料の支払い猶予

一時的に水道料金および下水道使用料の支払いが困難な場合に、支払いを最長4カ月間猶予します。また、猶予期間後も支払いについて相談できます。

**対象期間** 令和2年4月請求分から

**その他** 電話で状況の聞き取りを行います。状況によって収入の減少が分かる書類などの提示を求められる場合があります

**問い合わせ** 経営課(☎21951)

■市営住宅入居者の家賃徴収猶予

一時的に市営住宅の家賃の支払いが困難な場合に家賃の徴収猶予の相談ができます。

**問い合わせ** 建築課(☎2326)

特別定額給付金の申請は済んでいますか？

申請は8月14日(金)(当日消印有効)まで受け付けています。6月19日(金)現在で申請が済んでいない世帯主へ申請書などを再送しましたので、忘れずに申請をしてください。

下記の場合などは問い合わせてください。

- ・申請書が届いていない
- ・申請書をなくしてしまった
- ・高齢者世帯などで申請が困難

**問い合わせ** 企画課(☎21211)内線2419

政府配布の布マスク寄付受付

政府による布マスクの寄付を受け付けます。

**受付期間** 9月30日(水)まで

**受付場所** 市役所、鬼石総合支所、各地区公民館

**その他** 未開封の物に限ります

**問い合わせ** 健康づくり課(☎21211)内線2407

# 新型コロナウイルス感染症対策

—生活に困っている人へ減免制度などの支援—

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ってしまった各種保険加入者に対し、保険税(料)の負担を軽減するため、以下の支援を行っています。詳細は納税通知書に案内が同封されていますので確認してください。申請方法は、

- ①電話で担当課へ申請書を請求します
- ②郵送された同封されている切手不要の返信封筒で、郵送で申請書を提出してください  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送での申請にご協力をお願いします

**問い合わせ** 〒375-8601藤岡市中栗須327

国民健康保険税の減免・軽減 保険年金課(☎402822)・税務課(☎402231)

後期高齢者医療保険料の減免 保険年金課(☎402259)

介護保険料の減免 介護高齢課(☎402292)

市税の徴収猶予 納税相談課(☎402831)

● 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

世帯主が減収となった世帯の保険税(料)を、所得と減少が見込まれる金額に応じて減免します。

**対象** 次の要件に全て該当する人▷世帯主の令和2年中の事業・不動産・給与の収入が令和元年中の収入より30%以上の減少が見込まれる▷世帯主の令和元年の合計所得金額が1,000万円以下(介護保険料を除く)▷世帯主の収入減少が見込まれる所得以外の令和元年の所得が400万円以下▷世帯主と被保険者全員の令和元年分の収入の申告が済んでいる

※年金収入のみの世帯、前年度所得がない人は対象外です(介護保険料を除く)

※下記国民健康保険税の軽減対象者は対象外です

※世帯主以外が主たる生計維持者の場合は相談してください

**減免となる期間** 令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの

**減免の割合** ▷国民健康保険・後期高齢者医療制度=2～10割(世帯の収入状況により2割を下回ることもあります)▷介護保険=8～10割

**受付期間** 令和3年3月31日まで

**提出書類** ①減免申請書②収入申告書③収支内訳書や帳簿(給与明細など)で月別の収入金額が確認できるもののコピー(令和元年分および2年分)

● 国民健康保険税の軽減

勤務先の都合により退職した人のいる世帯の国民健康保険税の軽減を随時受け付けします。

※後期高齢者医療保険料、介護保険料ではこの制度はありません

**対象** 失業などの給付を受ける▷雇用保険の特定受給資格者▷雇用保険の特定理由離職者

**期間** 退職日の翌日～翌年度末まで

**軽減額** 保険税の算定において、前年の給与所得をその3割とみなし保険税を計算

**提出書類** ▷国民健康保険特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る申告書▷雇用保険受給資格者証のコピー(雇用保険受給資格者証はハローワークで発行されます)

● 上記保険税および保険料の減免・軽減の共通事項

各種保険税(料)の減免および軽減が開始されるまでの間に納期が到来したものについては、年金からの特別徴収や口座振替の引き落とし、督促状が発送されてしまう場合がありますのでご了承ください。減免後、納め過ぎた分は還付されます。